

静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画

平成 28 年 9 月 26 日

静岡福祉大学では、「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」第 6 により、公的研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、適正な運営及び管理を行うため、静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画を以下のとおり定めるものである。

1 運営管理体制

①最高管理責任者

学長は、最高管理責任者として、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

②研究活動適正運営責任者

副学長は、研究活動適正運営責任者として、公的研究費等に係る研究活動の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③統括管理責任者

大学事務部長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

④コンプライアンス推進責任者

各学部長は、コンプライアンス推進責任者として、各部局における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

⑤コンプライアンス推進副責任者

各学科長は、コンプライアンス推進副責任者として、各学科においてコンプライアンス推進責任者の役割を補佐する。

2 不正防止計画

不正使用、不正行為を発生させる要因	不正防止計画
I. 関係者の意識向上に関する事項	
どのような行為が公的研究費等の不正とみなされるのか十分に理解されていない。	教職員に対し、不正使用の事例を紹介し、公的研究費等の不正は学術・研究活動に深刻な影響を及ぼすことを周知する。
II. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項	
公的研究費等の使用ルールが十分に理解されていない。	公的研究費等の使用に関しては、学内関係規程等に基づいて行われている。ルールに関しては通知文等で定期的に周知し、適正運用の徹底を図る。

コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	教職員及び関係する者に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスに対する意識向上を促す。
Ⅲ. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	
公的研究費等の執行が特定の時期に偏っている。	公的研究費等を計画的に執行するように周知する。
教職員と業者の関係が必要以上に密接になる。	公的研究費等を計画的に執行するように周知する。
購入依頼者が発注し、発注者自らが検収する。 事務部門による納品検収が形骸化している。	教職員に対し、納品検収が徹底されているが監査を実施する。
Ⅳ. 情報伝達を確保する体制の確立	
通報（告発）受付窓口がわかりにくいいため、不正が潜在化する。	通報（告発）受付窓口はホームページにより公開しているが、さらに通報者の保護や通報（告発）受付窓口、相談窓口について周知徹底を図る。

3. 不正防止計画の策定・実施・状況把握

公的研究費等の使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画に基づき、全学的な対策を策定・実施し、実施状況の確認を行う。最高管理責任者は率先して不正防止に取り組むことを大学内外に表明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努めることとする。